

学校法人山陽学園役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人山陽学園（以下「学園」という。）の寄附行為第57条の規定による役員報酬等の支給基準その他役員及び評議員に対する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長、学長、高等学校長、専務理事、常務理事その他学園において勤務することが常態である理事（次号の職員理事を除く。）をいう。
- (3) 職員理事とは、学園の常勤職員としての給与を支給されている理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 報酬とは、役員及び評議員（以下「役員等」という。）としての職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 退任慰労金とは、役員等が退任した場合に、在任中の功績に謝意を表するために支給する一時金をいう。
- (7) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる交通費、日当及び宿泊費（以下「旅費」という。）その他の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、次のとおり報酬及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）を支給する。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬を支給し、退任慰労金は支給しない。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬等を支給する。
- (4) 評議員に対しては、報酬等を支給する。ただし、役員を兼ねる評議員及び学園の常勤職員としての給与を支給されている評議員（以下「職員評議員」という。）に対しては、評議員としての報酬等は支給しない。

2 役員等が職務執行のため旅行した場合、その費用を弁償する。ただし、学長、高等学校長、職員理事及び職員評議員については、この規程を適用せず、学校法人山陽学園職員の旅費支給規程（以下「旅費規程」という。）を適用するものとする。

(報酬額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬の年額は、別表第1に掲げる上限額以内で、理事長が別に定める。

2 非常勤理事、監事及び評議員に対する報酬の年額は、別表第2のとおりとする。

3 役員等が年度の中で中途で就任又は退任した場合若しくは解任された場合の報酬額は、前2号の額を上限として、理事長が別に定める。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤理事の報酬の支給日その他の支給方法は、山陽学園職員給与規程に準じて、理事長が別に定める。

- 2 非常勤理事、監事及び評議員の報酬年額は、支給対象年度の12月末日までに、一括して支給する。

(退任慰労金の額の算定方法等)

第6条 役員等が退任したときは、その者（死亡による退任の場合には、その遺族）に、就任から退任までの連続した在任期間に応じて、別表第3に掲げる額の退任慰労金を支給する。

- 2 再任された役員等の在任期間は前任期間から連続しているものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、解任された役員等に対しては、理事会の議決により、退任慰労金の全部又は一部を支給しないことができる。
- 4 退任慰労金の支給方法については、理事長が別に定める。

(費用弁償額の算定方法等)

第7条 役員等が職務執行のため旅行した場合の旅費の弁償額は、別表第4のとおりとする。ただし、外国旅行の場合における旅費の弁償額は、その都度理事長が定めるものとする。

- 2 役員等が職務執行のため旅行した場合であって、理事長が必要と認めたときは、旅費以外の必要な費用を弁償することができる。
- 3 費用弁償の方法については、旅費規程に準じて、理事長が別に定める。

(実施細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 学校法人山陽学園役員等の報酬及び費用弁償規程（昭和56年3月25日制定）は廃止する。

別表第1 常勤理事の報酬年額（第4条第1項関係）

区 分	報酬年額上限額
理事長	1,000万円
学長	900万円
高等学校長	800万円
専務理事	800万円
常務理事	800万円
その他常勤理事	800万円

別表第2 非常勤理事、監事及び評議員の報酬年額（第4条第2項関係）

区 分	報酬年額
非常勤理事	12万円
監事	12万円
評議員	10万円

別表第3 退任慰労金の額（第6条第1項関係）

区 分	在 任 期 間			
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
役 員	3万円	8万円	15万円	20万円
評議員	3万円	5万円	10万円	15万円

別表第4 旅費弁償額（第7条第1項）

区分	鉄 道 賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当	宿泊料
役員及び 評議員	県内：普通車 県外：普通車 50Km以上：急行料金 100Km以上：特急料金	上級の 運賃	実 費	1Kmにつき 50円	1日につき 4,000円	1泊につき 15,000円

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正は、令和7年度定時評議員会で選任された非常勤理事、監事及び評議員から適用する。